

# 豊島区空家活用条例が 平成30年4月1日から施行されます

## 目的

空家を有効活用することで、生活環境及び景観の悪化等の社会問題による都市の活力の低下並びに火災及び犯罪の発生を防止します。  
安全で安心して住み続けられるまちづくり及び区民等の多様なライフスタイルの実現に寄与します。

## 基本理念

空家の発生の防止、適正な管理、空家の流通促進及び有効活用など地域や都市の活力向上を基本理念として総合的に推進します。

## 定義

- \* **空家** 区内に存する建築物で現に人が居住、使用していない状態にあるもの
- \* **所有者等** 所有者又は管理者
- \* **区民等** 区内に居住、滞在、通勤・通学する者、区内に事務所を有する法人
- \* **関連団体** 区内に不動産業、建設業、関連する事業を営む者

## 責務

- \* **区** 空家の活用を総合的に推進し、空家の活用に関して空家の所有者等、区民等及び関連団体の参加及び協力を促進します。
- \* **空家の所有者** 空家の適正管理及び活用に努めなければなりません。
- \* **区民等** 空家の活用に協力するとともに、空家の発生の予防に努めなければなりません。
- \* **関連団体** 空家の活用に協力し空家の流通促進について努めなければなりません。

## 予防

空家の発生を未然に防ぐため、**建築物の所有者等（相続予定を含む）**は、建築物の改修、登記など必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

**区**は建築物の所有者等から措置に関する相談を受けた場合、情報の提供や助言その他必要な支援を行います。

登記簿



# ～豊島区空家活用条例の特徴～

## 登 録

### ※空家の登録制度

空家所有者は空家を活用するために空家を登録することができます。空家を登録した所有者は、区の専門家派遣制度や活用支援事業者による相談から活用提案まで、ワンストップで活用に向けた支援を無料で受けることができます。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定する特定空家を除き、空家、空き店舗、空き事務所等広く登録することができます。



空いている家や  
店舗を何かに使  
いたいなあ

空家登録すると所有者の  
意向に沿った内容で活用  
に向けた各種支援メニュ  
ーが受けられるよ。



### ※空家活用事業者の登録制度

空家を活用しようとする事業者は、空家活用事業者として登録を受けることができます。登録された事業者情報は事業者リストとして区のホームページで公表します。



リフォームしたいけ  
どどの事業者に頼め  
ばいいかなあ

区に登録された事業者情  
報から事業者を選んで安  
心だよ。



## 認 定

### ※家族的な住まい方の認定制度

空家所有者が家族的な住まい方として空家を活用しようとするときは、一定の要件を満たした場合に区長から認定を受けることができます。家族的な住まい方とは、互いに親族関係にないものがシェア居住しながら共同生活を営む居住形態です。



シェアハウスとし  
て貸したいなあ

従来の用途のままでシェア  
ハウスやシェアルームへ転  
用できるから、所有者の負  
担が軽減されるよ。



### お問合せ先

都市整備部住宅課 施策推進グループ 電話：03-3981-2655 メール：A0022901@city.toshima.lg.jp